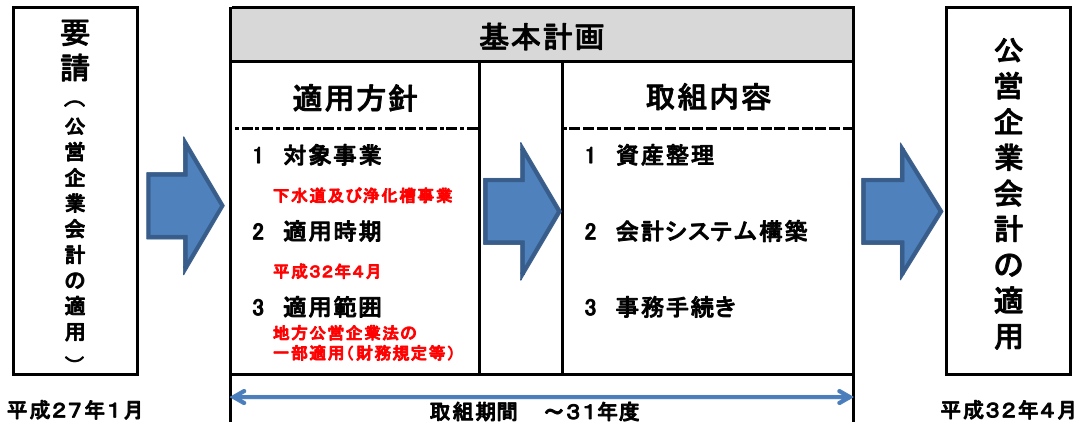


八王子市下水道事業における地方公営企業法の適用に向けた基本計画(概要版)

□ 計画策定の趣旨

国からの要請を踏まえ、八王子市下水道事業に地方公営企業法の適用に向けた適用方針と方針に基づく取組内容を明らかにした基本計画を策定し、計画的に準備を進める。

<基本計画の位置付け>



□ 地方公営企業法の適用

地方公営企業法は、公営企業が経済性を発揮し公共の福祉を増進できるように、地方自治法等の規定の特例を定めたもので、下水道事業に地方公営企業法を適用し、会計方式等に公営企業会計を適用する。

<公営企業である下水道事業>

- ・公営企業は、地方公共団体が経営する企業
- ・下水道事業は、公営企業
- ・特別会計の設置と独立採算の原則

<地方公営企業法の適用>

- ・下水道事業への地方公営企業法の適用は任意
- ・全部適用と一部適用(財務規定等)の選択
- ・地方公営企業法の適用により公営企業会計を導入
- ・複式簿記・発生主義による経理

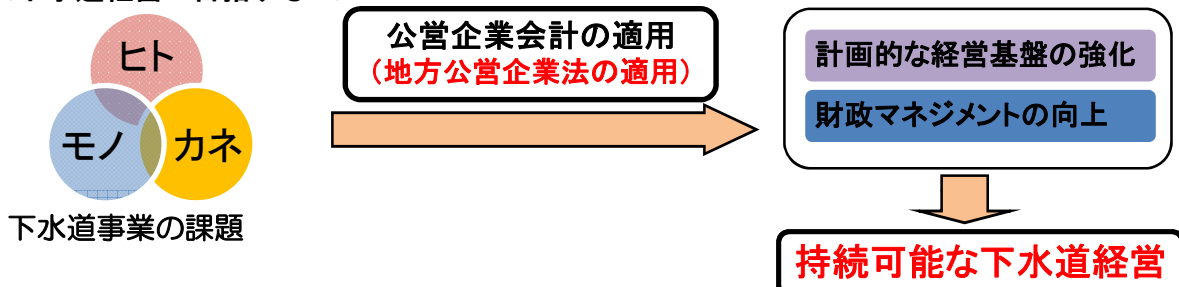
地方公営企業法の全部適用と一部適用の比較

項目	全部適用	一部適用
適用される規定	地方公営企業法の全部	地方公営企業法のうち、財務規定等のみ
会計方式	公営企業会計	公営企業会計
組織体制	原則として管理者を設置	管理者の権限は地方公共団体の長
職員の身分	企業職員	従来どおり

□ 公営企業会計のポイント

下水道事業が抱える課題に対し、公営企業会計の適用により、持続可能な下水道経営を目指す。

<下水道経営の目指すもの>



地方公営企業法の適用計画

適用方針

- 対象事業** **下水道事業及び浄化槽事業**
※ 現在の下水道事業特別会計を対象
- 適用時期** **平成32年4月**
- 適用範囲** **地方公営企業法の一部適用(財務規定等)**
※ 地方公営企業法の適用により会計方式が公営企業会計となる。

適用の背景

国からの要請
要請の内容 平成27年1月「公営企業会計の適用の推進について」
人口3万人以上の団体における下水道事業等に公営企業会計の適用を推進

要請の背景 公営企業の経営環境の厳しさ
・老朽化に伴う更新投資の増大
・人口減少等に伴う料金収入の減少

計画的な経営基盤の強化

財政マネジメントの向上

公営企業会計の適用

取組期間(平成27年度～平成31年度)

1 基本計画の策定

- ・適用方針と適用方針に基づく取組内容
- ・適用までのスケジュール

2 資産整理(調査・評価)

- ・下水道資産のデータ化
- ・標準整理手法による整理

3 事務手続き(移行支援)

- ・条例、規則の整備
- ・各種事務調整、研修実施 等

4 会計システム構築

- ・公営企業会計に対応するシステムの構築

スケジュール

取組内容	取組期間	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
1 基本計画の策定	1年 直営	→					
2 資産整理(資産調査・評価)	4年 委託化		→				4月
3 事務手続き(移行支援)	4年 委託化		→				適用
4 会計システム構築	2年 委託化				→		

平成32年4月 適用

1 効果

- ① 明らかとなる経営内容
作成する財務諸表から経営内容が明らかとなる。
- ② 早期の経営把握
出納整理期間がなくなり、迅速な決算処理。
- ③ 効率的な投資計画等の策定
経営内容を踏まえた計画策定が可能。
- ④ 使用料水準の検証
費用(コスト)を把握し、社会・経済情勢や近隣団体の状況等を踏まえた総合的な検証が可能。
- ⑤ 市民等への説明責任の向上
- ⑥ 経営感覚を持った人材の育成

2 事務運営

- ① 新予算(公営企業予算)
歳入・歳出予算から収益・資本予算となる。
- ② 新決算(公営企業決算)
3月31日で決算処理(出納整理期間なし)。
- ③ 「経営戦略」の策定
下水道経営の安定化を図るため中長期的な経営の基本計画を策定。(国からの要請)
- ④ 人材育成による経営力向上
公営企業会計の導入により、職員の経営力が身につく。